

	ご質問	回答
1	産学官からの相談先として、多様な実施形態が考えられるが、具体的なイメージはあるか？	公募要領に則してご検討ください。形態も含め魅力的なご提案を期待いたします。
2	大学と企業との連携で、例えばコンソーシアムの形態等において、初期は共同研究が始まっていないことも考えられるが、会費だけ納めてもらう場合も、資金導入として換算することは可能か。	可能です。
3	P.9 資金導入の項目（イ）のところについて、研究機関との共同研究ではなく、民間企業が直接研究をするところがあるが、本事業に関連しているかはどう切り分けるのか？	具体的な案件毎にプログラム運営委員会からの助言を踏まえたPDによって評価の際に判断されるものと考えています。同じような資金導入に関するスキームが、未来社会創造事業、SIPにもあるので、そちらも適宜参考にしてください。
4	メンバーの追加等を事業の途中で行うことは可能か？	審査の段階で全てのメンバーが入っていないということとは想定していません。プログラム運営委員会において、年度計画を確認するので、その際に追加することは可能です。
5	スピンアウト研究に対して、本事業による制約が課されることはないのか？企業が何らかの制限を受けることがあるのか？	スピンアウト研究に関しては、国の委託の範囲外なので、制約はかかりません。一方で、評価の際の評価対象とさせていただきます。
6	公募要領のP.3に記載されている「材料」には、デバイスも含まれると考えて良いか？	本事業の募集対象については、材料の作り方や使い方といったプロセスに焦点を置いたものであれば、デバイスに関するプロセスについても提案を受け付けています。
7	7年の長い事業だが、研究代表者の交代は可能か？例えば、最初は、大学の先生で、その後は企業の方に変更するといったこと等は可能か？	研究代表者の能力（計画立案能力等）を本事業の採択の第1条件としているため、研究代表者の途中交代は、原則考えていません。ただし、状況に応じて検討の余地はあります。
8	産学官からの相談先を終了後も維持していくために、有料にすることは可能か。特定企業と組んで進めると、別の企業の相談にのる際に、利益相反が生じることもあり得るが、どう考えているか。	相談先を有料にする提案もありうると考えています。効果的な方法をご提案いただきたいと思います。 特定の企業と組むことで、別の企業に対して利益相反が発生するという問題については、本事業での委託対象はオープンな領域に属する基礎研究としているため、提案次第ではあるものの、原則として特定の企業のみの特化したような相談先を構築することは想定していません（ただし、別途委託対象外での秘密保持等を結んだスピンアウト研究はありえると考えています）。
9	研究代表者の交代が原則不可の場合、国立大学は65歳が定年なので、58歳以下でないと研究代表者になれないということか。	個別のケースごとに対応させていただきます。
10	特定企業との研究により構築された相談窓口に対して、他企業からは相談しにくいのではないかと、利益相反にならない、守秘義務を守った、提案を期待しているとの理解で良いか？	問8をご参照ください。
11	本事業に関わる研究者が、ベンチャーに出る、あるいはベンチャーを支援することも考えられるが可能か？	正しくエフォート管理等がなされていれば可能です。
12	2件程度となっているが、程度の意味合いは？ (例が3件あるが、この中から2件を取るや、ステージゲートまでは、3件で、2件に絞り込もうとしているなど、どのように考えているか？)	予算総額が3億円であり、1件当たりの規模を1~2億円としていることから、2件程度と記載しておりますが、これに限られるものではありません。なお、審査の過程において、予算縮減を伴った上での採用となることもありうるということについてあらかじめご承知おきください。

13	「産学官からの相談先」は実施機関のすべてにつくる必要はあるか。	公募要領に記載の通り、代表機関において構築することとしておりますが、加えて他機関にも構築することを妨げるものではありません。
14	異なる提案に同一人物が申請することは可能か。	申請は可能です。ただし、審査においてエフォートが十分かどうか等は確認させていただきます。
15	来年度以降の公募はあるのか。	現状未定です。
16	再委託する研究機関は様式の5-1に。 再委託はしないが、連携する場合は、様式5-2に記載という理解でよいか。	その通りにご記載ください。
17	同じ機関で、再委託をする部門と、再委託をしない部門がある場合は、同じ機関名を両方に記載するのか。	両方に記載をお願いします。
18	既に大学でも有している相談機能を活用することは可能か。	可能です。効率的、効果的な運営となるものを期待しております。
19	公募要領のP.9にある「文部科学省からの委託費」は直接経費と間接経費を合わせた金額という理解でよいか。	その通りです。
20	P.6採択件数のところにある「類似領域」とはどのようなものか。	本事業を効果的に実施するといった観点から審査委員会において判断されるものと考えています。
21	e-Radの応募単位について、現在、e-Radの表示では応募単位が「研究機関」単位となっており、この場合は機関承認が不要となる。一方、公募要領P.13文中に「(ウ)応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、・・・(以下文略)」とあり、この記載をみると、e-Radの応募単位が「研究者単位」で、機関承認が必要となるが、どちらの応募単位になるか？	本公募は公募要領P.1-の応募者の要件に記載させていただいております通り「研究機関が本公募の対象」となっています。そのため、e-Radでの表示が正しいものとなります。公募要領のe-Radの応募申請に関する記載は、e-Radでの応募申請方法一般的な記載となっております。
22	1つの研究機関につき応募件数の制約はあるか？	本事業は一機関で複数の応募も可能です。
23	本事業は競争的資金になるのか？	本事業は競争的資金となります。
24	企業に再委託することは可能か。	基礎研究を推進する観点から企業への再委託は想定していません。
25	1～2億円程度/件は今年度1年分かまたは全研究期間のどちらでしょうか	今年度1年分となります。
26	私学は誓約書（様式9）の提出が必要になるでしょうか。	公募要領記載の機関に該当しない場合は、誓約書の提出をお願いいたします。
27	申請書様式5-2の連携機関リスト（見込みも含む）の企業情報の記載を公表するか。	選考段階の連携機関リストの企業情報は公表いたしません。ただし採択後については、公表の可能性もございます。
28	「若手人材の育成にも考慮されているか」とあるが、博士課程前期の学生はこの対象になるか	審査委員会において判断をいたします。
29	大学と企業の両方に所属している博士後期課程の学生は、本プロジェクトの研究費が企業内で使用されることのない場合、本プロジェクトのメンバーとして参加できるか。	可能です。社会人ドクターの方の参加は排除しませんが、企業等における資金流用がないよう適切に研究費を使用していただくこととなります。
30	申請書の様式5-2に「リソース見込み」とございますが、この「リソース」という意味は？	公募要領p9の定義をご参照いただき記載を下さい。
31	申請書は公表されるか？	公表しません。
32	研究期間が7年間だが、現状の計画段階では、公募要領記載の予算規模が7年間継続されるとの認識で研究計画を作成するのか？	そのようにお願いします。
33	申請書とPMの所信表明に、代表機関の長の記入欄があるが、記入すべき主体は大学学長（総長）か大学院研究科長か？	学長等の法人の長を想定しております。

34	人件費等の積算根拠を提出する必要があるか。	申請書の提出段階では不要ですが、その後、積算根拠の提出を要請することもございます。
35	誓約書の提出範囲について	申請書に関わる全ての機関から提出をお願いします。ただし免除対象は除く。